CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 NOV (Vol.78)

CONTENTS

海外拠点ニュース　中国からの訪日外客動向 2
株式会社中国銀行　上海駐在員事務所
新興国ニュース第７８回　海外最新ビジネス情報 4
株式会社東京コンサルティングファーム
タイ法令の最新情報 7
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)　(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
【外資企業とインドネシアの KBLI：ビジネス進出と規制への影響】＜インドネシア＞ 9
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）　榮 颯馬氏
次年度予算案「Ｂｕｄｇｅｔ2024」＜マレーシア＞ 12
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） Managing Director
日本国公認会計士　加藤 芳之氏
～日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場情報」「新規進出企業のためになる情報」～
【韓国の物価上昇と最低賃金】 15
スターシア（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）公認会計士　申原　侑祐氏
＜香港の秋はハイキングシーズン＞ 17
香港マイツビジネスコンサルティング
工場渡し（Ex-Works）条件の輸出取引では増値税のゼロ税率や還付の適用が受けられない可能性に要注意
～中国・日本の税務（増値税、消費税）の取扱いの解説～ 19
株式会社マイツ　国際事業部　中国室室長　米国公認会計士　古谷 純子氏

株式会社　中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内１－１５－２０
TEL：086-234-6539
香港支店　cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店　cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所　cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所　cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所　cbk_bang@fr-chugin.jp

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース
中国からの訪日外客動向

株式会社中国銀行
上海駐在員事務所

日本政府観光局（JNTO）が発表している訪日外客数について、2023 年 9 月は 2019 年同月比 96.1%の 2,184,300 人となり、新型コロナウイルス拡大前の実績に迫る勢いとなっています。

これは、シンガポールをはじめとした東南アジア、また米国やカナダなどを含む米州等において訪日外客が増加したことが回復率の押し上げ要因となっているようですが、ここ中国からの訪日外客数はどうなっているのでしょうか？

今回は、現在の中国からの訪日外客数、消費動向、中国でのインバウンドに向けた取組み等についてご紹介します。

１．中国からの訪日外客数

中国では、8 月 10 日付で撤廃されるまで、日本行きの海外旅行制限措置（日本行き団体旅行・パッケージツアー商品の販売禁止措置）が継続されていました。そのため、中国からの訪日外客数は 2019 年比で 40%弱と、主要国に比べて最も回復率が低くなっています（ロシアを除く）。

国・地域	Country/Area	総数 Total		
		2019年 9月	2023年 9月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,272,883	2,184,300	-3.9
韓国	South Korea	201,252	570,400	183.4
中国	China	819,054	325,600	-60.2
台湾	Taiwan	376,186	385,300	2.4
香港	Hong Kong	155,927	151,100	-3.1
タイ	Thailand	62,057	50,500	-18.6
シンガポール	Singapore	29,147	38,100	30.7
マレーシア	Malaysia	28,778	27,500	-4.4
インドネシア	Indonesia	25,021	32,300	29.1
フィリピン	Philippines	37,758	42,800	13.4
ベトナム	Vietnam	38,325	43,000	12.2

【出典：2023.10.18 JNTO 訪日外客数（2023 年 9 月推計値）から抜粋】

しかし実際の中国からの訪日外客数（2023 年 9 月単月）で見ると、第 1 位の韓国（570,400 人）、第 2 位の台湾（385,300 人）に次いで、第 3 位（325,600 人）となっています。

左記の表からも分かるように、新型コロナウイルス拡大前には、中国からの訪日外客数が他国に比べて圧倒的に多かったことから、回復率は低くとも、訪日外客数全体の中では、やはり中国からの訪日客が相応のシェアを占めていることが分かります。

２．訪日外国人の消費動向

2023 年 7-9 月期の訪日外国人旅行消費額は 1 兆 3,904 億円（2019 年同期比 17.7%増）と推計されています。

国籍・地域別では、中国が 2,827 億円と最も大きく、次いで台湾の 2,046 億円、韓国 1,955 億円、米国 1,439 億円の順となっています。

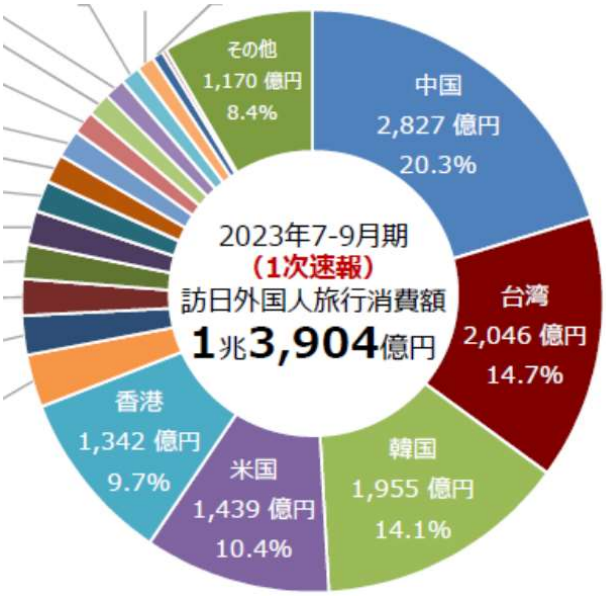

【出典：2023.10.18 観光庁 訪日外国人消費動向調査から抜粋】

また、旅行消費額を費目別で見てみると、中国からの訪日外客が最も費やしているのが買物代であり、消費総額に占める買物代の割合が他国よりも高くなっています。過去に「爆買い」という言

葉が流行したこともありましたが、中国人の日本での買い物嗜好というのは、今も顕在のようです。

2023年7-9月期 (1次速報) (億円)

国籍・地域	総 額		訪日外国人旅行消費額					
		2019年比	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サービス費	買物代	その他
全国籍・地域	**13,904**	+17.7%	4,754	3,179	1,604	730	3,632	5
韓国	1,955	+109.7%	630	560	185	108	471	0
台湾	2,046	+50.8%	603	440	230	125	647	0
香港	1,342	+59.1%	426	308	121	59	425	2
中国	2,827	-42.6%	843	560	267	184	970	2
タイ	241	-12.9%	71	66	29	7	67	0
シンガポール	215	+99.6%	78	48	26	8	54	0
マレーシア	138	+45.8%	47	32	15	5	38	0
インドネシア	164	+83.3%	54	37	23	8	42	0
フィリピン	221	+117.3%	67	45	25	12	72	0
ベトナム	262	+17.9%	72	62	34	11	83	0
インド	86	+38.5%	34	19	12	5	16	0
英国	264	+44.1%	123	53	40	8	41	0
ドイツ	180	+62.0%	82	41	29	7	20	0
フランス	283	+20.5%	122	56	43	8	54	0
イタリア	180	+73.7%	82	47	28	6	17	0
スペイン	152	+45.5%	62	37	27	7	19	0
ロシア	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	1,439	+81.9%	610	317	201	73	239	0
カナダ	302	+109.8%	128	70	40	16	49	0
オーストラリア	407	+54.9%	161	88	62	25	71	0
その他	1,170	+42.3%	446	283	163	49	231	0
クルーズ客（再掲）	37	-86.0%	0	5	2	1	29	0

【出典：2023.10.18 観光庁 訪日外国人消費動向調査から抜粋】

3．インバウンドに向けた取組み

岡山県への中国人旅行者誘致のために尽力されている企業をご紹介します。

東京都渋谷区に本社があるインフィニティ・コミュニケーションズ株式会社です。当社は、2015年から岡山県の観光 PR デスクを受託し、上海には「岡山県観光 PR 中国デスク」を設けています。

当社は、中国の旅行会社や航空会社からの情報収集、現地旅行会社に対する岡山方面へのパッケージツアー商品の企画依頼、現地メディアへの岡山県の PR 等を行っています。

また、中国各地で開催される旅行に関する展示会など、各種イベントにも出展し、岡山県の PR を行っています。

今、中国において岡山県の認知度は決して高くはありませんが、中国現地で岡山県の PR を恒常的に行い、認知度向上、インバウンド拡大に向けて日々奮闘されている企業があることを、是非とも知っていただければと思います。

【2023.6.2 深圳国際旅遊産業博覧会(SITE)出展の様子】

4．さいごに

中国の旅行会社は今、中国人の富裕者層をターゲットにした体験型の旅行商品を多く企画しています。この層はまだ行ったことのない日本の地方への旅行ニーズが特に旺盛です。

先述のとおり、中国からの訪日外客数はまだまだ回復途上ですが、岡山県など日本の地方にも中国からの旅行者が多く訪れる日も遠くなさそうです。

中国からの訪日外客は、他国からと比べても旅行消費額が大きく、インバウンドによる日本の地域活性化には、やはり中国からの訪日外客が必要不可欠です。

以上

上海駐在員事務所

所在地：
上海市延安西路 2201 号　上海国際貿易中心 2007 室
Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336
TEL：(+86) 21-6275-1988
FAX：(+86) 21-6275-1989
Email：cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース
第７８回　海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はカンボジアとタイとバングラデシュの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

～カンボジア～

■ 輸入たばこに対する付加価値税(VAT)の実施

経済財政省は“輸入たばこに対する付加価値税(VAT)の実施”に関して Instruction 017 を発表しました。

その内容は、以下の通りとなります:

1. カンボジア国内市場で販売または再流通するために輸入された全てのタバコに対して、企業は10%の VAT を徴収しなければなりません。
※輸入時または現地でのたばこ購入時に支払った仕入 VAT は、VAT クレジットとして売上 VAT と相殺することが可能です。
2. 輸出目的で輸入されたたばこの場合、企業は輸入時に一度だけ VAT を納付する必要があります。
3. 企業は、有効な法令に基づき納税申告書を提出し 、納税を行わなければなりません。

以上より、輸入たばこに対する VAT の実施は 2023 年 8 月 1 日より有効となっています。

■ カンボジアの経済特区について

タイやベトナムへのアクセスの利便性から南部経済回路の活躍が期待されており、現在カンボジアには、54 の経済特区(SEZ)があります。

南部のシアヌークビル、首都プノンペン、国境の町バヴェットなど、カンボジア全土にまたがる経済特区は、2005 年 12 月 29 日に施行された「国際開発評議会(CDC)の組織と機能に関する政令第 147 号」と「経済特区の設立と管理に関する政令第 148 号」の 2 つの法律で同日公布されました。

これらの経済特区の機能は、税制上の優遇措置、インフラの改善、カンボジア国内での簡略化された運営方法を提供することにより、主に製造業分野への投資を奨励し、カンボジア経済の成長を刺激することです。

経済特区に進出するためには、カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia、以下「CDC」)から適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project、以下「QIP」)の認定を受けなければなりません。ほとんどの経済特区は、その経済特区境界内にワン・ストップ・ショップ(One Stop Shop)を設けており、企業は CDC と直接やり取りするのではなく、経済特区の行政当局で全ての手続きを完了することができます。

一般的に、申請手続きは以下のようなステップを踏みます:

- CDC への投資提案書の提出
- 条件付登録証明書(CRC)の発行
- 商業省(MOC)への会社登録
- 申請者に代わって、CRC に記載されている関連省庁から必要なすべてのライセンスを取得
- 税務総局(GDT)への登録
- 地方自治体および土地管理・都市計画
- 建設省による建設計画の承認
- 環境省による環境影響評価
- 最終登録証明書の発行

【カンボジアの経済特区に展開するメリット】

開発途上国の多くで経済特区が運営されていますが、カンボジアの外資誘致は非常に競争力があります。

簡単なワンストップショップ手続き、合理的な設立期間、また投資優遇措置に加え、カンボジアの経済特区での事業を選択するメリットは他にもあります。

■東南アジアで最も競争力のある労働コスト

近年は最低賃金が徐々に上がってはおりますが、それでもその他 ASEAN 諸国と比べても労働コストは安く、若者の労働力はこれからも期待ができます。

■インフラ整備

近年インフラへの投資が盛んでおり、2022 年 11 月 1 日よりプノンペンとシアヌークビルを結ぶ新しい高速道路も開通しています。そのため、特にシアヌークビルの深海港は主要な流通拠点となっています。

■カンボジアの地理的位置

南アジアへのゲートウェイとなり、シアヌークビルの深海港によって製造された商品を比較的容易に世界中に流通させることができるようになりました。

■独自の発電所を所有

近年、カンボジアの電力供給は以前に比べても安定しており、一部の経済特区ではその敷地内に独自の発電所を所有しているほどです。電力価格は他の海洋諸国と比べるとまだ高いですが、多くの水力発電所が開発され、政府が最近再生可能エネルギーを推進していることから、供給と価格競争力の両方が今後改善されることが期待できるのではないでしょうか。

～バングラデシュ～

■バングラデシュの女性の雇用環境について

バングラデシュでは日本とは異なり、男女平等という考え方よりも女性を守るという考えが広く一般的に浸透しています。そのため、バングラデシュの法律にはジェンダーに関する記載を所々で見て取れます。あまり知られておりませんが、日本は世界のジェンダーギャップ指数(2023 年)で 146 か国中 125 位と男女格差が大きい国と判断されているのに対して、バングラデシュは 59 位で総合的な男女格差が日本よりも小さいです。ただ、それぞれの項目を見ると経済や健康のランキングでは 139 位と 126 位で男女格差に課題を抱えているのが現状です。男女で法律が多少異なるため、女性スタッフを雇用する際に留意したい代表的な項目を 3 点紹介します。

1．労働時間

女性が深夜労働(22:00-翌 6:00)を行う際には、書面にて本人の同意を得る必要があります。さらに、企業側が出退勤時の交通手段を手配するという義務が 2022 年 9 月に追記されました。(男性社員の場合には不要)

2．セクシャルハラスメント

今まではセクシャルハラスメントに関する規定はありませんでしたが、2022 年 9 月に労働規則に追記されました。ただ、対象は女性のみです。セクシャルハラスメントとみなされる行為は以下の通りです。

・身体的接触
・性的な関係を要求する
・性的な発言やジェスチャー　など

3．個人所得税

非課税対象者の基準が、男性の場合には年間課税所得が 350,000 タカなのに対して、女性の場合には 400,000 タカで設定されています。(2023 年 7 月現在)

また、課税対象者においても男性よりも女性の方の負担額が少なくなるように税法が定められています。

雇用契約書や就業規則を作成する場合には、項目によっては男女で規則を調整する必要があるため、最新の法律を確認することをおすすめします。

■バングラデシュの産休について

バングラデシュにおいても産休制度が存在します。

出産前、出産後にそれぞれ 8 週間ずつ休暇となります。

産休中の産休手当も存在しますが、出産までに 6 ヵ月以上会社に勤務していることが条件になります。また、この手当は子供 2 人までの出産が対象となるため、3 人目の出産時には手当の付与義務はありません。

この手当の計算方法は、2022 年 9 月の労働法改定の際に変更となりました。

以下が、2022 年 9 月以降の産休手当の計算方式となります。

◎産前の支給額（8 週間分）

1 日当たりの給与（直近の総支給給与（Gross Salary）÷26 日）×8 週間*¹（56 日）

*¹ 労働法上の定義では、1 週間＝7 日と定義されているため、7 日×8 週間＝56 日となります。

上記の計算上、1 カ月の総支給額より若干高くなりますが、労働法上そのように定められています。

◎産後の支給額（8 週間分）

同上

なお、支給時期は、産休に入る前と出産後に支給となります。労働法上、現金での支給とされています。

また、男性の育休や出産時の休暇、祝金等については、労働法上定められていません。もし、男性の育児休暇を定める場合、就業規則等で別途定めていただく事をお勧めいたします。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

（URL　http://wiki-investment.com/）

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

国外源泉所得の課税ルールの変更について

タイ歳入局は 9 月 15 日、タイに年間 180 日以上滞在する居住者の国外源泉所得に対し、これまでは、課税年度内にタイに送金された場合のみ課税所得の対象となっていたが、2024 年 1 月 1 日からは課税年度に関係なく、国外で得た所得でタイに送金されたすべての所得が課税対象となることを発表しました（歳入局通達 Por161/2566 ）

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
Tax EZ

付加価値税（VAT）率 7%の延長措置について

タイの付加価値税（VAT）の税率 7%の引き下げ措置は 2023 年 9 月 30 日で終了する予定でしたが、2023年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで、付加価値税率を 7%で据え置くことが閣議決定されました。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)
Tax EZ

電子寄付システム（e-Donation System）に関する所得控除について

タイ歳入局の電子寄付システム（e-Donation System）を通じて、以下の各機関を支援するために拠出された寄付金は 2 倍の所得控除を受けることができます。
なお、所得控除の内容や条件、期間などにつきましては下記の通りとなります。

寄付先	控除内容	期間
スポーツ機関	支出額の 2 倍控除	2023 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日 詳細はこちら をご確認ください。
教育機関	支出額の 2 倍控除	2023 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日 詳細はこちら をご確認ください。
公共衛生 13 施設	支出額の 2 倍控除	2023 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日 詳細はこちら をご確認ください。

以上、ご確認の程よろしくお願いいたします。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国･アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先―
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

【外資企業とインドネシアの KBLI：ビジネス進出と規制への影響】＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアは、その大規模な市場と持続的な経済成長により、多くの外資企業にとって魅力的なビジネスの機会を提供しています。しかし、この国に進出する際には、正確なビジネス登録と規制順守が極めて重要です。本記事では、インドネシアの事業分類コード KBLI（Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia）に焦点を当て、外資企業にとってなぜ重要なのか、そしてどのように影響を与えるかについて詳しく説明します。また、KBLI の構造、具体例、外資企業に求められる出資金についても取り上げます。

・KBLI とは何か？

KBLI は、インドネシア国内で事業を分類し、統計データの収集、規制遵守、税務申告などの目的で使用されるコード体系です。このコード体系は、インドネシアの国家統計機関である Badan Pusat Statistik によって管理されており、事業活動を特定し、正確な分類を提供することがその主要な役割です。

・KBLI の構造

KBLI コードは、主に 4 桁、5 桁、または 6 桁の数字からなり、以下のような階層構造を持っています。

・1 桁～2 桁：大分類（広範な業界を表す）
・3 桁～4 桁：中分類（下位カテゴリーを示す）
・5 桁～6 桁：小分類（より具体的な事業活動を示す）

・KBLI コードの具体例

以下は、インドネシアの KBLI コードの具体例です。

1. 農業関連の KBLI コード：
・01110：穀物の栽培 ・01230：野菜の栽培 ・01300：果物の栽培 ・01420：花きの栽培 ・01500：農畜産物の生産

2. 製造業関連の KBLI コード：
・10111：砂糖の製造 ・10301：酒類の製造 ・10710：パンと菓子類の製造 ・10812：肉製品の製造 ・11011：食用油の製造

3. サービス業関連の KBLI コード：
・62019：コンピュータ関連のコンサルティングサービス ・63112：ウェブポータルの提供 ・70201：不動産管理業 ・73100：広告業 ・77210：計量機器の検査および校正

4. 建設業関連の KBLI コード：
・41101：住宅建設 ・42103：道路と高速道路の建設 ・42901：橋梁とトンネルの建設 ・43221：電気工事の施工 ・43900：建設物の解体および取り壊し

・KBLI の外資企業への影響

外資企業がインドネシアでビジネスを展開する際、KBLI は以下のような影響を及ぼすことがあります。

1. 業界規制とライセンス取得
インドネシアでは、外資企業が特定の業界に進出する際には、適切な KBLI コードに基づいて事業を登録し、ライセンスを取得する必要があります。KBLI コードは、事業がどの業界に該当するかを明確にし、規制の適用範囲を示すのに役立ちます。外資企業は、正確な KBLI コードを選択することが重要です。

2. 税務と財務報告

KBLI コードは、税務申告や財務報告にも影響を与えます。正確な KBLI コードを使用しないと、課税基準や報告要件が変わる可能性があります。外資企業は、税務および財務諸表の準備と提出において KBLI コードを適切に取り扱う必要があります。

3. 業界内競争

KBLI コードは、特定の業界で競争状況を理解するためのツールとしても使用されます。外資企業は、競合他社の KBLI コードを調査し、市場でのポジションや機会を評価するのに役立ちます。

4. 市場進出戦略

外資企業は、KBLI コードを活用して、インドネシア市場への進出戦略を立案することができます。適切な KBLI コードの選択は、市場調査、消費者ニーズの理解、およびビジネス展開計画の一部として考慮されるべきです。

5. 出資金

インドネシアへの外資企業の進出には、出資金の要件があります。外資企業は、KBLI コード頭 3 桁ごとに 100 億ルピアの払込資本が必要であると規定されています。これは、外資企業がインドネシア市場でビジネスを展開する際に必要な最低の資金投入を示しています。各業界や事業の性質によって要求される出資金は異なりますが、最低でも 100 億ルピアが必要です。

・結論

KBLI は、外資企業がインドネシア市場で成功するための重要な要素の 1 つです。正確な KBLI コードの選択と遵守は、ビジネス登録、規制遵守、競争分析、市場進出戦略において不可欠です。外資企業は、専門家や法的アドバイザーの協力を得て、KBLI に関する正確な情報を入手し、インドネシア市場での成功に向けて戦略を立てることが求められます。 KBLI コードの正確な選択と遵守は、ビジネス登録、規制順守、市場分析、競争戦略のすべてに関連しており、外資企業にとって極めて重要です。また、インドネシア市場における成功を妨げる可能性のある問題を回避するために、正確な KBLI コードを選択し、適切に遵守することは不可欠です。外資企業は、KBLI コードに関する情報を専門家や法的アドバイザーと共有し、インドネシア市場での事業を成功させるための適切なステップを踏むことが求められます。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：
PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）
President ： 古賀　晶子
住所：
Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950
E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容:
各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

次年度予算案「Ｂｕｄｇｅｔ2024」＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director
日本国公認会計士
加藤 芳之氏

＜ポイント＞
・再投資に対する新たなインセンティブ
・サービス税８％へ引き上げ

＜予算案概要＞

Ｎ子：加藤さん。先々週の金曜日、10 月 13 日に次年度予算案「Ｂｕｄｇｅｔ2024」が発表されました。本日は、もちろんこのお話ですね。

加藤：そうですね。予算の歳入や歳出のお話は既にＮＮＡの記事でたくさんご紹介されていますから、私は税制面を中心にお話したいと思っています。

Ｎ子：宜しくお願い致します。

加藤：ただ、一言だけ言いたいのは、歳出予算が 3,930 億リンギですね。

Ｎ子：はい。

加藤：2023 年度歳出が大幅増だったので、2024 年度は微減ですが、それでも円に換算すると約 12 兆円です。私がマレーシアに赴任した 1997 年当時は、だいたい歳出が 5 兆円で、マレーシアというのは日本の 20 分の 1 の規模なんだなと思っていましたが、今や 10 分の１を切ってるでしょう。これは、いかにマレーシアが成長したかというより、いかに日本が成長していないかという問題ですね。

Ｎ子：なるほど。

加藤：この 30 年間、安倍政権までほとんど成長していませんが、そんな国、本当に日本だけなんですよ（主要国では）。アメリカや韓国ですら 2 倍以上、中国に至っては 10 倍以上成長してたはずですから、本当に情けない話です。

Ｎ子：なるほど。そうなんですね。

＜再投資に対する新たなインセンティブとサービス税増税＞

加藤：はい。まあ、この話を続けると暗くなるだけなので、税金の話をさせて頂きます。今回、私が特に重要で、日系企業や日本人に影響あるかなと思う税制改正案は以下の通りです。

●再投資に対する新たなインセンティブ
●サービス税、8%へ増税
●電子インボイス制度の導入時期、大半の会社で早まる。2025 年 7 月 1 日に全面導入。
●ICT 機器、ソフトウェアの税務上の償却期間が 4 年から 3 年に短縮
●グローバルミニマム課税（GMT）及び適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT）が 2025 年度開始
●キャピタルゲイン課税
●ESG 関連費用の控除
●高額物品税

Ｎ子：なるほど。一つ一つご説明頂けますか？

加藤：はい。まず再投資に対する新たなインセンティブです。従来の再投資控除（RA）は、メーカにとってとても良いインセンティブで、拡張、近代化、多様化等の条件を満たす設備投資について、投資額の 60%の所得控除枠が貰えるというもので（当年度の法定所得に対して 70%まで控除可。残高は 7 年間繰り越せる。）、ITA とよく似たインセンティブです。

Ｎ子：はい。

加藤：このＲＡはとても凄くて、設立後 5 年間パイオニアや ITA をエンジョイした後、更に 15 年間も RA が貰えるというのは、おそらく近隣諸国には無いと思います。ただ、メーカーのマレーシア投資が最も多かったのが 1990 年代なので、既に多くの会社で期限切れになっています。そこで今回、ＭＩＤＡの事前認可は必要であるものの、再投資について、従来型のＲＡと

同様又はより良いインセンティブ（100％控除枠。法定所得に対して 100％控除可）が提案されました。
Ｎ子：なるほど。
加藤：従来のＲＡはＭＩＤＡの事前認可が不要だったのですが、新インセンティブについては必要です。ただ、これにはメリットもデメリットもあり、事前認可に様々な書類仕事が必要な事や却下される可能性がある事はデメリットですが、逆にＭＩＤＡが認可してくれるとその後ＩＲＢがケチをつける可能性は低いのでメリットと言えます。ＲＡは、ＩＲＢからケチをつけられ易い分野でしたから。
Ｎ子：なるほど。
加藤：次にサービス税の増税です。これは、苦しさがにじみ出てるような増税ですね。過去、法人税率と所得税率（居住者）はずっと下げ続けてきてるので、そこに手を出すわけにはいかない。だけど上げたい。。ここしかないかという事で、サービス税を増税したという感じじゃないでしょうか。
Ｎ子：なるほど。税率が 6％から 8％に引き上げになったわけですね。
加藤：そうですね。ただ、苦しさがここにもにじみ出てるのですが、特定分野を一部据え置きにしてるんです。具体的には飲食、電気通信、車両駐車スペースについては 6％据え置きという事になります。
Ｎ子：一般庶民が関連しそうな分野ですね。
加藤：そうです。ただ、一方で課税対象サービスの拡大もやってまして、デリバリー、仲介・引受業務、カラオケが新たに対象となりました。また、物流も新たに対象となりましたが、税率は 6％です。新課税対象のしきい値は RM500,000 で、発効は 2024 年 3 月 1 日です。
Ｎ子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤　芳之
【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）
【有資格者】6 名
【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD
N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia
Kato@kato.com.my
携帯：＋60-12-371-0369

～日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場情報」「新規進出企業のためになる情報」～

【韓国の物価上昇と最低賃金】

スターシア（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）
公認会計士
申原　侑祐氏

最近、世界的に物価が著しく上昇しており、それに伴い労働者の賃金も上昇している国が多くありますが、日本・韓国も例外ではなく、物価及び賃金が上昇傾向にあります。

そこで今回は、日本と韓国の物価上昇率及び賃金の上昇について比較していきたいと思います。

まずは、物価上昇率について、日本の統計庁が 2023 年 10 月に発表した 2023 年 9 月時点の消費者物価の総合指数は、2020 年を 100 とした場合 106.2 であり、前年同月比（2022 年 9 月）の物価上昇率は 3.0%でした。これに対し、韓国の統計庁が 2023 年 10 月に発表した 2023 年 9 月時点の消費者物価の総合指数は、2020 年を 100 とした場合 112.99 であり、前年同月比（2022 年 9 月）の物価上昇率は 3.7%でした。

前年同月比の物価上昇率は、日本と比べ韓国の方が 0.7%程度高くなっており、2020 年を基準とした場合の指数は、日本よりも韓国の指数の上昇分が 2 倍ほど多くなっています。

日本でも物価が上昇していることが十分に感じられますが、韓国では、より強く物価の上昇を感じられることが分かります。

このように、物価が上昇するだけでは人々の生活は困窮するため、労働者の賃金を上げるために最低賃金も上昇しています。日本・韓国の過去 10 年間の最低賃金改定状況は以下の通りです。

過去 10 年間の最低賃金改定状況（日本全国平均）

年度（年）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
最低賃金（円）	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004

過去 10 年間の最低賃金改定状況（韓国）

年度（年）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
最低賃金（ウォン）	5,210	5,580	6,030	6,470	7,530	8,350	8,590	8,720	9,160	9,620
円換算額	566	607	655	703	819	908	934	948	996	1,046

※円換算額は、2023 年 10 月 30 日の為替レートで換算しているため、円安の影響があります。

前項の通り、2023 年時点での最低賃金の差は多くありませんが、2014 年からの上昇額を比較すると、韓国の最低賃金上昇額が日本よりも多いことが分かります。このように、日本と韓国を比較してみると、韓国の物価及び賃金上昇率は少し高くなっています。数年前までは、韓国は物価や賃金が安いというイメージがありましたが、現在は日本と同様かそれ以上になってきていることが感じられるかと思います。

スターシアグループ
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。
主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ
URL：http://www.starsia.co.jp/
問い合わせ先：info@starsia.co.jp

＜香港の秋はハイキングシーズン＞

香港マイツビジネスコンサルティング

10 月に入って間もなく、香港はシグナル 9 が発令されるほどの大型台風に見舞われました。10 月 8 日（日）の 19 時、台風 14 号（コイヌ）の影響で台風警報は「シグナル 9」に引き上げられ、23 時 50 分にはシグナル 8 になりましたが、9 日朝 4 時には最高レベルの大雨警報「黒雨（ブラックレイン）」も発令されました。浸水や土砂崩れの注意報も出て、先月の台風による甚大な被害がまだ記憶に新しい中、予断を許さない状況が続きました。9 月は台風シーズンですが、10 月になってからシグナル 8 が発令されるというのは香港でも珍しく戦後 17 回目だったようで、同じくシグナル 9 が発令されたのは 5 回目だったということです。

台風の影響があったものの、例年からすると 10 月から 1 月頃にかけては香港を旅行するのにベストシーズンです。なぜなら香港の春は湿度が高くて雨も多く、夏はうだるような暑さと夏休みによる観光地の混雑、そして旧正月は香港で一番の寒さに加え中国本土からの観光客でごった返すので、やはり秋から旧正月前が一番おすすめです。特に国慶節が終わってからクリスマスまでの間は航空券の価格も落ち着いているのでお得です。香港の美しい夜景も、春から夏の間は湿度が高いため雨が降っていなくても霧やガスがかかっているのでぼやけて見えますが、雨が少なく空気が澄んでいる秋から冬にかけてはきれいな夜景を見ることができます。年間を通して暖かい香港も秋からは徐々に気温が下がって寒くなりますが、日本で過ごすより 1 枚少なめの服装で十分でしょう。

そして、暑さが落ち着いてきた今の時期の香港はハイキングがお勧めです。香港はビルが林立した都会のイメージが強いですが、実は自然が多く香港の 4 分の 3 は緑地になっています。郊外では猿や水牛など野生の動物たちに出会うこともあります。中心部からのアクセスもしやすいため、週末など気軽に郊外へ出かけてハイキングを楽しむことができます。また、ハイキングコースも整備されており、様々なコースがあるので子どもや初心者から、本格的なトレイルをしたい上級者までどんな人でも楽しめます。

離島：＜ラマ島ファミリートレイル＞

セントラルのフェリー埠頭より、ラマ島の榕樹湾（Yung Shue Wan）行きに乗り 30 分ほどで到着します。ハイキングコースは舗装されていて歩きやすく、途中でビーチにも出ます。山の起伏は少なく、ゴールの索罟湾（Sok Kwu Wan）が近づくと神風洞という戦時中に日本軍が指示をして掘ったとされる防空壕がありますので見学してみましょう。索罟湾（Sok Kwu Wan）では海鮮料理の食事や休憩などをして帰りはフェリーで直接セントラルに戻れます。

九龍：＜ライオンロック・Lion Rock＞

標高 495m の山頂の岩がライオンの横顔に見えることから、獅子山という名で香港人に親しまれています。MTR 鑽石山/Diamond Hill 駅からスタートする場合は 3 kmほど歩き、沙田坳（Sha Tin Pass）の登り口からコースに入り、山頂まで登り、下りは獅子山公園（Lion Rock Community Garden）を目指します。MTR 黄大仙が帰りの最寄り駅となります。その逆で獅子山公園からスタートし、沙田坳をゴールとしても良いです。どちらからスタートしても良いですが、黄大仙をゴールにすると帰りにお参りができ、食事をするのも便利です。

香港島：＜ドラゴンズバック（Dragon’s Back）＞

世界ベストハイキングトレイルにも選ばれたことがあり、その名の通り龍の背中を歩いているようなゆるやかな山道です。山から見える景観は美しく、地元香港人にも人気のあるコースです。アクセスは MTR 筲箕灣駅から石澳/Shek O 行の 9 番バスに乗りおよそ 20 分、土地灣/To Tei Wan で下車します。ハイキングコースに沿って尾根を上って歩くと、海が見渡せます。

新界：＜大帽山/ Tai Mo Shan＞
香港一高い山で 957m あります。MTR 荃灣（Tuen Wan）駅の A 出口より、51 番バスに乗り 30 分ほどで大帽山郊外公園/Tai Mo Shan Country Park に到着します。ハイキングコースを上っていくと頂上には特徴的な球体の乗った施設があります。

新界：＜八仙嶺郊外公園/Pat Sin Leng Country Park＞
ウィルソントレイルの 8 番で、眺めが非常に美しいコースです。その名の通り八つの山頂があり、登っては下り、登っては下りを八回繰り返します。このコースは距離も長く、上級者向けです。

香港のハイキングコースは整備されており非常に安全ですが、楽しく過ごせるよう十分な準備をして臨みましょう。

・あらかじめルートを決めて予習しておくこと。スマホの地図に頼りきっていると、圏外などスマホが使えない場所で迷子になってしまいます。
・前日は十分な睡眠をとり、体調を万全に整えましょう。
・天気予報をチェックし、天候が悪い時は山へ行かないようにしましょう。
・一人ではなく複数人で、特に初心者は経験者と一緒に行きましょう。
・ハイキングに見合った服装、帽子、靴などを着用しましょう。
・持ち物には軽食や飲料、傘、携帯電話、地図などを忘れないようにしましょう。

人口密度の高い香港、郊外の山を歩いていても他のハイカー達と頻繁にすれ違います。「Hello」と声を掛け合いながら、道を譲り合い、マナーを守って楽しみましょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：
香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。
上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。
ーお問い合わせ先ー
事務所所在地
Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
Tel：+852-2959-1320
E-mail ：cs@myts.com.hk
URL ：http://www.myts.co.jp

工場渡し（Ex-Works）条件の輸出取引では増値税のゼロ税率や還付の適用が受けられない可能性に要注意
～中国・日本の税務（増値税、消費税）の取扱いの解説～

株式会社マイツ
国際事業部　中国室室長
米国公認会計士　古谷 純子氏

皆さんは、昨今、日系中国現地法人の輸出（日本本社からみた輸入）取引で、工場渡し（Ex-Works、以下“EXW”と表記）条件があることをご存知でしょうか？通常、FOB や CIF 条件が多く見受けられますが、中国マイツでは EXW のような稀少な輸出取引条件のお客様も居られます。今回、日本のお客様から EXW 取引での増値税の取扱いについてご質問があった為、少しレアな論点とはなりますが、EXW の貿易取引にかかる税務、特に増値税について、説明します。

1. EXW 条件の貿易取引とは？

国際貿易では、売主（輸出者）と買主（輸入者）間において、売買危険の移転時点、運賃や保険料の負担方法などを取決める必要があります。通常、中国企業も含み全世界的に、国際商業会議所が取纏めたインコタームズ（Incoterms）の規則に従い、売主・買主の交渉を通じて取引条件（以下“Trade Terms”と表記）を決め、輸出入取引を行っています[i]。Trade Terms の代表例には、以下の FOB や CIF 等が挙げられますが、EXW（工場渡し（指定引渡地））であれば輸出者の工場（や指定倉庫など）において商品の引渡し時点にて、当該貿易取引にかかる売買危険及び運賃と保険料が輸入者に移転され、輸入者が負担する形となります。

これにより、EXW では売主は出荷時の積出しや運搬に加えて、輸出通関の義務も無い為、事例は非常に少ないものの、極力、売主に負担を掛けたくない/掛けられない状況などで活用されています（右図 1 を参照のこと）。

【図 1：各取引の運賃、保険負担のイメージ】

	運賃負担	保険負担	売買危険負担の移転時点
① EXW（Ex-Works）	輸入者	輸入者	輸出者の工場渡し（指定引渡地）
② FOB（Free On Board）	輸入者（但し本船渡し以降）	輸入者（同左）	本船渡し（指定船積港）≒輸出通関時
③ CIF（Cost, Insurance and Freight）	輸出者	輸出者	上記②と同じ

＊Trade Terms には、EXW とは対照的な“DDP（関税込持渡：輸出者が輸入者側の指定地まで費用（輸入国の通関や税金、国内運賃等）と売買危険を負担する）”等、他にも多くの条件がある。

2. EXW の税務の取扱い

EXW は国際貿易取引でありながら、上述の通り、輸出者が（工場内などで）輸出貨物を引渡す時点にて、売買危険負担や運賃、保険負担が相手方に移転します。この為、輸出取引ではなく、国内販売取引としての取扱いが原則となる為、税務上のリスクが生じ得ます。この点は輸出者が日本本社でも同様であり、以下に日中双方で輸出者となった場合の税務（増値税、消費税）の取扱いを説明します。

(1) 中国法人が輸出者の場合

まず、中国の輸出時における増値税の取扱いを説明します。

輸出貨物は外国での消費が前提の為、増値税（日本の消費税に相当）を課しませんが、中国では輸出売上に対して“ゼロ税率”で売上増値を計算します。

一方で、そのままでは（輸出売上にゼロ税率を乗じており）売上増値税額が発生せず、輸出貨物の原材料や商品仕入れ時に発生した仕入れ増値税の税額控除ができない為、対応する仕入れ税額部分については輸出増値税の還付（免除）に則った範囲内で税額還付が認められています[ii]。

ところが、EXW は上述の通り、輸出貨物が工場（すなわち、中国国内）で引渡しが完了し、その時点で既に売買危険等も買主に移転する国内取引としての取扱いが原則であり、**中国の税法上、輸出取引と看做されず、輸出増値税の還付が認められないとの問題**が生じ得ます。

国税発「2005」51 号[iii]等では、輸出にかかる増値税の税額還付の可否は“誰が貨物の輸出者（Shipper/中国語：発貨人）か”で判断しますが、上述の通り、EXW では輸出貨物の所有権や処分権、売買危険負担が買主に移転している（はず）との本来的な建付けを踏まえれば、本来輸出者（Shipper）は買主となるべきであり売主の中国法人では無いと考えます。

一方で、地方税務局の Q&A では、一定条件下では還付対象となる旨の回答[iv]や、更に現時点の現地実務においても輸出者を（買主ではなく）中国法人名で税関システムに登録して通関し、また当該輸出申告証憑が中国法人に提供されれば増値税額還付が可能、との運用例を確認しています。

但し、**EXW での輸出増値税の還付等の享受は現時点では可能であっても、EXW の本来的な建付け及び、将来的な実務運用や規定の変更による潜在的な税務リスクを考慮すれば**、EXW に対しては慎重な対応が求められます。

(2) 日本本社が輸出者の場合

日本本社が輸出者の場合も、原則的な考え方は中国と同じです。

消費税法の建付けでは、輸出取引は消費税の課税対象取引ながら、やはり輸出貨物は外国での消費が前提となる為、輸出取引等であると証明されるものには輸出免税を適用して課税しないと定めています[v]。

現在、実務的には EXW において売主が（買主の同意を得たうえで）輸出者名で輸出手続きを行い、輸出証明書を含む各種証憑の取得、保管等により、輸出免税の適用を受ける事例も見受けられています。但し、日本国内で当該貨物を買主に引渡した時点にて、当該貨物の所有権や処分権が売主から買主に移転したものと認識される場合等では、消費税が課税される（すなわち、売主は輸出免税の適用を受けられない）リスクはあるものと考えられます。

3. 留意事項

中国においても EXW は稀少ともいうべき取引ですが、現時点では輸出売上に対するゼロ税率や輸出増値税の還付の適用例を確認しています。但し、繰り返しになりますが、EXW の場合、取引条件から見れば工場渡し時に売買危険が移転される国内取引と性質付けされ、輸出増値税にかかる実務運用上の地域差や、将来的な運用変更により還付が受けられない/（国内取引として計上すべきだった売上）増値税の未納の指摘を受ける等、税務リスクが潜在しています。この為、EXW を検討される場合、マイツグループでは可能な限り **EXW を回避し、例えば Trade Terms が近い FOB に変更**するなど、**より確実な取引条件への変更**をお勧めします。

[i] インコタームズの最新規則は 2020 年版となる。詳細は下記 URL を参照のこと。
URL：Incoterms® 2020 - ICC - International Chamber of Commerce (iccwbo.org)

[ii] 生産企業に対する「免除、控除、還付」方式か、貿易企業「免除、還付」方式により、当該増値税が還付（免除）される。
詳細は財税 2012 年 39 号等や以下などマイツグループのニュースレター（https://myts.co.jp/category/newsletter/）等を参照のこと。
URL：财政部 国家税务总局关于出口货物劳务增值税和消费税政策的通知（chinatax.gov.cn）
URL：[2014 年 8 月号] こんなに簡単！増値税輸出還付 | 株式会社マイツ（myts.co.jp）

[iii] 原文は右記 URL を参照のこと。URL :国家税务总局关于印发《出口货物退（免）税管理办法（试行）》的通知（chinatax.gov.cn）

[iv] 関連 URL：EXW 方式报关出口可按规定适用增值税退（免）税政策_税屋—第一时间传递财税政策法规！（shui5.cn）

[v] 根拠は右記 URL を参照のこと。URL：No.6551 輸出取引の免税 | 国税庁（nta.go.jp）

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。
上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ
【URL】：http://www.myts.co.jp
【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324
【問い合わせ窓口】
篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。